

がんばるあなたを応援します！ 人づくり・地域づくり事業の紹介

事業名	助成基準	
①人づくり事業 ▶国内外での調査研究活動 (1事業につき)	国内	(1)総事業費の90%以内 (2)最高限度額15万円
	国外	(1)総事業費の90%以内 (2)最高限度額35万円
②環境づくり事業 ▶街並景観、農村環境、自然環境保全活動等	(1)総事業費の80%以内 (2)最高限度額50万円	
③地域づくり事業 ▶手づくりのイベント、特産品の開発、 地域づくりに関する研究・交流活動等	(1)総事業費の80%以内 (2)最高限度額50万円	
④文化づくり事業 ▶郷土文化の保全、育成活動等	(1)総事業費の80%以内 (2)最高限度額50万円	

阿蘇市では、人づくり・地域づくりを推進する住民活動を広く支援し、活動の一層の促進と地域活性化への波及効果を図るため助成事業を行なっています。助成を受けようと思われる方は、**計画の段階で企画振興課へご連絡**ください。

助成資格

○市内に在住又は勤務する個人
○市内に所在する団体・グループ等で、平素の活動について他の機関又は団体から資金的援助を受けていないもの

○事業を実施する地域からの賛同を得た事業であること
なお、右記の助成資格を満たしており、年度内に完了する事業で申請後1ヶ月を過ぎて実施されるものに限りません。

○次の事業は対象外となります。
既に事業を実施している若しくは申請後1ヶ月以内に実施予定の事業。

○市の補助金を以前に受けた同一事業若しくは同一事業とみなされる事業。
○当該助成金を以前に使用した継続事業とみなされる事業。

○人夫賃などの労務費や食糧費、会場使用料など。

※助成金は、申請後事業採択され交付決定の通知があつてから事業着手となります。交付決定前の事前着手は認められませんのでご注意ください。

《問い合わせ先》 企画振興課 地域振興係 ☎22-3169

「阿蘇市暴力団排除条例」を制定しました

今年4月1日から「熊本県暴力団排除条例」が施行されたことに伴い、阿蘇市においても暴力団の排除を推進することを目的として、6月議会で議決を経て「阿蘇市暴力団排除条例」を制定しました。

この条例は来年4月1日から施行となりますが、条例における主な内容は左記のとおりです。

■市が設置した公
共施設を暴力団
が使用するおそ
れがある場合、
市は使用の承認
を行いません。

また、使用の承認を行った場合でも、その承認を取り消すことができます。(第10条)

■学校では、生徒
又は学生が暴力
団の悪影響を認
識し、暴力団に
加入せず、かつ、暴力団員の不当な行為による被害を受けないようにするための教育が行われるよう必要な措置を講じます。
(第11条)



《問い合わせ先》 総務課 防災交通係 ☎22-3111 55-3111

